

令和7年春の全国交通安全運動埼玉県実施要綱

1 目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和7年4月6日(日)から15日(火)までの10日間

3 統一行動日

4月10日(木) 交通事故死ゼロを目指す日・自転車安全利用の日

4 スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

5 運動重点

(1) 全国重点

- ① こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ② 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

(2) 埼玉県重点

- ① 自転車乗車時のヘルメット着用推進と交通ルールの遵守
- ② 横断歩道における歩行者優先の徹底

(3) 市町村重点

市町村の交通安全対策協議会等は、上記の重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、市町村重点を定めることができる。

6 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携・協力し合い、本要綱に基づき、それぞれの実情に即した広報活動などを行い、全ての県民に周知を図るとともに、この運動への参加

意識を高め、幅広い県民運動として展開する。

7 主な推進事項

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

(1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

ア こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- (ア) 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (イ) 「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- (ウ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- (エ) 通行の妨げとなる不法占有物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

イ 歩行者の正しい横断方法の実践

- (ア) 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- (イ) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- (ウ) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等からの幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- (エ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65 歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋肉の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- (オ) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

(2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシート の適切な使用の促進

ア 運転者の歩行者優先意識の徹底

- (ア) 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- (イ) 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

- (ウ) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- イ ながら運転の根絶
 - (ア) 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
 - (イ) 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- ウ 飲酒運転等の根絶
 - (ア) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の推進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
 - (イ) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- エ 妨害運転等の防止対策
 - (ア) 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
 - (イ) ドライブレコーダーの普及推進等に関する広報啓発の推進
- オ 高齢運転者の交通事故防止対策
 - (ア) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
 - (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
 - (ウ) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進
- カ 二輪車運転者に対する広報啓発
 - (ア) 二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - (イ) 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
 - (ウ) ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進
- キ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (ア) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

- (イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- (ロ) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- (エ) 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

ア 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- (ア) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の推進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (イ) 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- (ロ) 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- (エ) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- (オ) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

イ 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルールの周知

- (ア) 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (イ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (ロ) 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- (エ) 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

ウ 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

- (ア) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
- (イ) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

《埼玉県重点:自転車乗車時のヘルメットの着用推進と交通ルールへの遵守》

令和6年中の自転車乗車中の交通事故死者19名のうち、8割以上がヘルメット非着用であることから、引き続き自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うなど、全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を推進する。

さらに、自転車乗車中の交差点関連を含む法令違反が依然として多いことから、「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守とや道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の施行（令和6年11月1日）による「運転中のながらスマホ」や「酒気帯び運転及び幫助」の罰則強化について広報啓発を推進する。

また、「埼玉県自転車の安全な利用の推進に関する条例」に基づく、自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害保険等への加入徹底を推進する。

《埼玉県重点:横断歩道における歩行者優先の徹底》

令和6年中の歩行中の交通事故死者は46人で全体の約4割と、依然として多発している状況にある。

また、信号機のない横断歩道において横断しようとしている歩行者がいる場合に横断歩道手前で停止する自動車の割合が低い実態がある。

そのため、ドライバーが常に歩行者への思いやりの意識を保持し、横断歩道における歩行者の優先が徹底されるよう周知を図る。

- ・ 信号機のない横断歩道での歩行者優先の交通ルールの周知、啓発の推進
- ・ 思いやりやゆとりのある運転の推進と歩行者の横断歩道横断時における手を上げるなどの意思表示の推進

8 実施要領

本運動は、交通事故を防止するため、全ての県民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど交通安全意識の向上を目指しています。

運転者・家庭・学校・職場・地域ぐるみで交通事故ゼロを目指しましょう。

＜自動車・二輪車の運転者＞

- ・ 歩行者や自転車がいるときは、スピードを落とす、安全な間隔をとるなど思いやりのある運転を心掛けましょう。
- ・ 横断歩道や見通しの悪い交差点を通過する際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者がいるときは、その通行を妨げないようにしましょう。
- ・ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯、夜間の対向車・先行車がない状況の走行用前照灯（ハイビーム）を活用し、路上寝こみ等に注意しましょう。また、発見した際は速やかに110番通報しましょう。
- ・ 全席シートベルトを着用し、幼児、児童には体格に合ったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。
- ・ スマートフォン等の使用は、安全な場所に駐車してから行いましょう。

- ・ 飲酒運転は悪質な犯罪です。絶対にやめましょう。
- ・ 妨害運転（あおり運転）は危険です。「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。
- ・ 健康管理を心がけ、体調不良時は運転を控えましょう。
- ・ 二輪車を運転する際は、二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。
また、ヘルメットや、プロテクターを正しく着用して身体を守りましょう。
- ・ 二輪車のいわゆるすり抜け運転は大変危険です。また、すり抜け運転は「通行区分違反」「追越し禁止違反」「割込み等違反」などに該当する場合もあるのでやめましょう。
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全機能を搭載した安全運転サポート車（サポカー）や、後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した車両の利用を検討しましょう。

＜特定小型原動機付自転車の運転者＞

- ・ 特定小型原動機付自転車は運転免許が不要ですが、16歳未満の運転が禁止されていることや、正しい通行方法等の交通ルールについて理解しましょう。
- ・ 特定小型原動機付自転車を利用するときは、ヘルメットを着用し、保安基準等に適合した機種を選びましょう。
- ・ 車道通行が原則です。車道では、左側端に寄って通行しましょう。
- ・ 交差点では信号や一時停止を守り、安全確認を必ず行いましょう。
- ・ 飲酒運転・二人乗り・傘差し・イヤホンやスマートフォンの使用などの危険な運転は絶対にやめましょう。
また、対向車線からの接近や不必要な急ブレーキなどで他の車両を妨害する「あおり運転」の禁止は特定小型原動機付自転車も対象です。絶対にやめましょう。
- ・ 歩道通行可を示す標識や道路標示のある歩道を走行する前に、特例特定小型原動機付自転車の基準を満たしているか否かを確認しましょう。

＜自転車の運転者＞

- ・ 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。
- ・ 車道が原則、歩道は例外です。車道では、左側端に寄って通行しましょう。
- ・ 自転車専用通行帯や自転車道があるときは、そこを通行しましょう。
- ・ 路側帯を通行するときは、歩行者優先を遵守しましょう。
- ・ やむを得ず歩道を通行する場合は、歩行者優先を遵守し車道寄りを徐行しましょう。
- ・ 横断歩道を通行する場合は、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがある場合には、自転車から降車し、自転車を押して渡りましょう。
- ・ 交差点では信号や一時停止を守り、安全確認を必ず行いましょう。
- ・ 飲酒運転・二人乗り・傘差し・イヤホンやスマートフォンの使用などの危険な運転は絶対にやめましょう。

また、対向車線からの接近や不必要な急ブレーキなどで他の車両を妨害する「あおり運転」は自転車も対象です。絶対にやめましょう。

- ・ 令和6年11月1日から、自転車の「ながら運転」（乗車中のスマートフォンなどの使用）は、道路交通法一部改正により罰則が強化されました。

また、同様に自転車乗車中の酒気帯び運転は新たに罰則が規定されましたので絶対にやめましょう。

- ・ 夕暮れ時や夜間に自転車を利用するときは、明るい色の衣服や反射材を身に付け、必ずライトを点灯しましょう。
- ・ 幼児用座席に幼児等を乗せるときは、人数や方法を正しく守り、必ずヘルメットとシートベルトを着用させましょう。
- ・ 横断歩道を横断するときは、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、降車し、自転車を押して渡りましょう。
- ・ いわゆるモペットと呼ばれるペダル付き電動バイクは、自転車ではありません。
一般原動機付自転車又は自動二輪として正しく利用しましょう。
- ・ 自転車を駐輪するときは、駐輪場等の適切な場所に駐輪しましょう。

＜高齢者＞

- ・ 道路を横断するときや、交差点を通行するときは、自分の目でしっかり安全を確認しましょう。
- ・ 道路を横断するときは、駐停車している車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- ・ 横断歩道を横断するときは、自らの安全を守るため手を上げるなどハンドサインを励行し、運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。
- ・ 自転車に乗るときは、交通ルールを守り、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等により、運転に不安を感じたときは、サポートカー限定免許への切り替えや、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

＜家庭＞

- ・ 「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を合言葉に、こどもに交通ルールやマナーを守る態度を身に付けさせましょう。
- ・ こどもが普段通行する道路等の危険箇所を確認し、注意するよう指導しましょう。
- ・ 横断歩道を横断するときは、自らの安全を守るため手を上げるなどハンドサインを励行し、横断する意思表示を車両運転者に示すよう指導しましょう。
- ・ 「歩きスマホ」はしないよう声を掛け合いましょう。

- ・ 家族が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用させましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう、声を掛け合いましょう。
- ・ 二輪車での無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼び掛けるとともに、交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえて、サポカーの利用や運転免許証の自主返納等について話し合う機会を設けましょう。
- ・ 飲酒運転や妨害運転（あおり運転）の悪質性・危険性について話し合いましょう。
- ・ 自宅で飲酒した後もアルコールが抜けるまでは、運転をしないよう注意しましょう。
- ・ 飲酒後に事故に遭わないため、飲酒のリスクや帰宅方法について話し合い、考える機会を設けましょう。

<学校>

- ・ 通学路等の危険箇所を再確認し、児童生徒の安全な通行環境を確保しましょう。
- ・ 横断歩道を横断する際は、手を上げるなどハンドサインを励行して横断する意思表示を車両運転者に示すよう指導しましょう。
- ・ 「歩きスマホ」等の危険な行為はやめるように指導しましょう。
- ・ 児童、生徒が自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用するように指導しましょう。
- ・ 自転車で歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行し、歩行者がいる場合は一時停止するなど、歩行者優先を指導しましょう。
- ・ 自転車の前照灯は、夕暮れ時から早めに点灯させ、夜間は必ず点灯させるよう指導しましょう。
- ・ 自転車の二人乗りや並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用は絶対しないよう指導しましょう。
- ・ 一般原動機付自転車、自動二輪車を利用又は、購入を予定している生徒に対しては埼玉県教育委員会が主催する交通安全講習等を受講するよう指導しましょう。
- ・ 特定小型原動機付自転車は 16 歳未満の運転が禁止されていることや、正しい通行方法等の交通ルールについて指導しましょう。

<職場>

- ・ 朝礼や行事の機会を活用し、従業員にこどもや高齢者の行動特性等を理解させ、こどもや高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転をするように指導しましょう。
- ・ 警察署や関係団体と連携して、二輪車を使用した業務・通勤時の安全運転について指導しましょう。
- ・ 飲酒の機会があるときは、飲酒運転を避けるため、事前にタクシーの利用、ハンドルキ

ーパーの指定等についての検討や、出勤方法の変更を指導しましょう。

- ・ 二日酔い等による飲酒運転の防止についても指導しましょう。
- ・ 酩酊により道路に寝込む等して事故にあわないよう、「節度ある適度な飲酒」について話し合いましょう。
- ・ 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめるよう指導しましょう。
- ・ 車間距離を詰めるなど、妨害運転（あおり運転）は大変危険です。厳しい処分があることを周知させ、絶対にやめるよう指導しましょう。
- ・ 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう指導しましょう。
- ・ 特定小型原動機付自転車を利用するときは、保安基準等に適合した機種を選ぶとともに、交通ルールをよく確認して安全に乗りましょう。

＜地域＞

- ・ 町内会などの各種会合の機会を活用し、地域内の危険箇所の周知や、高齢歩行者の死亡事故の特徴や、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえた交通安全教室を行うなど、地域の交通安全意識の向上を図りましょう。
- ・ 関係機関、幼稚園、保育園、学校等が密接に連携し、地域ぐるみでこどもを見守る活動を推進しましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう声を掛け合いましょう。
- ・ 酒類販売店や飲食店等と協力して、地域から飲酒運転を根絶しましょう。
- ・ 踏切事故を防止するため、地域の各種会合等を活用し、踏切を横断する際の注意点などについて話し合い、注意を呼び掛けましょう。

＜事業者＞

- ・ タクシー、高速乗合バス及び貸切バス等の乗客に対して、シートベルト着用の重要性を周知し、全ての座席でのシートベルト着用を徹底しましょう。
- ・ 横断歩道の直前で停止可能な速度での進行や、手前での一時停止など、横断歩行者の優先を実行しましょう。
- ・ 安全運転管理者を選任している事業所では、運転前後にアルコール検知器を用いて、運転者の酒気帯びの有無を確実に確認し、飲酒運転の防止に努めましょう。
- ・ 自動車の利用、運行状態に応じた具体的な指導を行い、交通事故を起こさないための安全管理に努めましょう。
- ・ 特定小型原動機付自転車を販売する際は、購入者の年齢確認を徹底し、全ての購入者に対して保安基準に適合しているか否かを教示するとともに、交通安全教育指針に従った交通安全教育を行いましょう。
- ・ 特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者は、サービスの提供開始に先立ち、利用

者の年齢確認を徹底し、全ての利用者に対して交通安全教育指針に従った交通安全教育を行いましょう。

<飲食店>

- ・ 車両（自転車含む）での来店の有無を確認し、運転者に酒類を提供しないなどハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- ・ タクシーや運転代行等の利用を働きかけて、飲酒した人に運転させないように徹底しましょう。
- ・ 配達する場合や、デリバリーの依頼をする場合は、配達員に対して安全運転の徹底について指導を徹底しましょう。